

7月1日からの大雨について（第6報）

1 厚生労働省における対応

- (1) 7/3 13:25 厚生労働省災害情報連絡室設置
- 7/3 17:00 厚生労働省災害対策本部設置
- 7/3 20:30 第1回厚生労働省災害対策本部会議開催

2 医療関係

(1) 医療関係全般

各都道府県に対し、大雨の影響による医療施設等の被害情報について EMIS 等を通じた情報収集、情報提供を依頼。また、都道府県等を通じて、管内施設管理者に対し、気象・防災情報に留意しつつ、必要な行動をとるよう注意喚起を依頼（7/1）。

(2) EMIS の運用状況（7月5日11時00分）

- 7/3 千葉県 00:52 EMIS 警戒モードに切り替え。
- 7/5 → EMIS 通常モードに切り替え。（警戒解除）
- 7/3 静岡県 13:20 EMIS 災害モードに切り替え。

(3) 医療施設の被害状況（7月5日11時00分）

静岡県では、EMIS 情報及び県庁情報で、現時点で被害報告なし。
引き続き情報収集に努める。

(4) DMAT 活動状況（7月5日11時00分）

DMAT は、静岡県内で9隊が活動中（静岡県庁5隊、熱海保健所3隊、国際医療福祉大学熱海病院1隊）。※上記はいずれも EMIS 情報。

(5) DPAT 活動状況（7月5日12時00分）

静岡県

- ・ DPAT 調整本部 1 隊（DPAT 統括者）が活動中。
- ・ 避難者、施設入所者が収容された宿泊施設 2 か所 各 1 隊（計 2 隊・県内先遣隊）が活動中。

3 生活衛生・食品安全関係

(1) 水道の被害状況

① 断水の状況

- ・静岡県熱海市にて、土石流の影響で配水池（1池）等が損壊し、1,100戸が断水。応急給水実施中。
- ・引き続き情報収集に努める。

4 社会福祉施設等関係

(1) 高齢者関係施設の被害状況

静岡県熱海市伊豆山の特別養護老人ホームで断水（給水車による給水を実施）。

そのほか、静岡県熱海市の有料老人ホーム1カ所で床上浸水、静岡県三島市の認知症高齢者グループホーム1カ所で居室に土砂流入の被害あり。いずれも入所者は避難済み。人的被害無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 障害児・者関係施設の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 児童関係施設等の被害状況

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(4) その他

各都道府県・指定都市・中核市に対し、大雨・暴風等の影響による社会福祉施設等の被害情報の収集体制の確保や停電時の支援体制の確認とともに、速やかな被害状況の把握と情報提供を依頼。併せて、都道府県等を通じて、社会福祉施設等の管理者に対し、気象・防災情報やハザードマップに留意しつつ、早期避難など必要な対策をとるよう注意喚起を依頼（7/1）。

5 保健・衛生関係

(1) 人工透析

各都道府県に対し、透析医療の提供が困難となる事態にも対応できるよう注意喚起を行うとともに、被害状況確認の連絡体制確保を要請した（7/1）。また、日本透析医会に対し、情報共有について協力を依頼した

(7/1)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(2) 人工呼吸器在宅療養難病患者

各都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市に対し、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者に関する対応について注意喚起を行うとともに、被害発生時における報告を要請(7/1)。

患者団体に対し、地区支部を通じて、特に在宅で人工呼吸器を使用している難病患者への被害情報の把握について協力を依頼(7/1)。

現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 公費負担医療

公費負担医療(原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等)について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとする旨を都道府県等に事務連絡を发出(7/3)。

※ 「【事務連絡】令和3年7月1日からの大雨による災害の被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」(令和3年7月3日付け関係課連名事務連絡)

6 薬局、薬剤師、輸血用血液製剤、毒物劇物関係

(1) 薬局、薬剤師

- ・各都道府県等に対し、大雨に伴う薬局の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(7/1)。
- ・現時点の被害状況は以下のとおり。引き続き情報収集に努める。

	被害件数	詳細状況
静岡県	沼津市1件	浸水1件(営業の可否不明)

(2) 輸血用血液製剤関係

- ・日本赤十字社等に対し、大雨についての注意喚起とともに、被害情報等の収集と共有を行うよう依頼(7/1)。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

(3) 毒物劇物関係

- ・各都道府県等に対し、大雨に伴う毒物劇物関係の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼(7/1)。
- ・現時点で被害報告無し。引き続き情報収集に努める。

7 介護保険関係

(1) 利用者関係

○ 被災した要介護高齢者等への対応について

静岡県に対して、被災した要介護高齢者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、介護保険施設等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請。当該周知、要請を行ったことにつき、各都道府県にも連絡（7/3）。

また、各都道府県および被災地市町村に対し、被災者は被保険者証等を提示しなくても介護サービスを利用できるように対応することを可能とする事務連絡を发出（7/3）。

8 障害福祉関係

○ 被災した要援護障害者等への対応について

災害救助法が適用された自治体に対して、被災した要援護障害者等について、特別な対応（被災し、利用者負担をすることが困難な者について、利用者負担の減免ができることや、障害福祉サービス事業所等で災害等による定員超過利用が認められることなど）について周知し、特段の配慮を要請（7/4静岡県）。

○ 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

災害救助法が適用された自治体に対して、避難所等で生活する障害児者やその家族に対する支援に当たって、障害特性等に応じた特段の配慮を講ずるよう要請（7/4静岡県）。

○ 障害児者の安否確認等について

市町村が障害児者についての安否確認を行うとともに、相談支援事業者等と連携しつつ、必要なサービス提供につなげる旨を周知（7/4静岡県）。

9 児童福祉関係

(1) 事業者関係

○ 各都道府県等に対して、被災地に応援職員を派遣する施設（派遣元施設）において、被災地に職員を派遣したことで、派遣元施設における職員が一時的に不足し、人員配置基準を満たさなくなる場合等の、人員及び設

備等の基準の適用を、柔軟に取り扱って差し支えない旨を周知。(7/4)

- 各都道府県等に対して、児童相談所が被災地域において支援を必要としている子ども等の把握に努め、関係機関と連携して支援を行う体制を構築するとともに、被災地域における子ども等への相談支援を積極的に行うよう要請。(7/4)

(2) その他

- 各都道府県等に対して、被災した要援護者への対応について、以下の事項について特段の配慮を要請。(7/4)

- ・被災地域の児童養護施設等に入所する児童等の広域的な受入体制の構築
- ・当該児童等に係る費用徴収の減免措置等が行える等

- 各都道府県等に対して、被災者に関する以下の取扱いについて特段の配慮を要請。(7/5)

- ・児童扶養手当の認定等に係る提出書類の省略や所得制限に係る特例措置
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付金に係る償還金の支払いの猶予等

10 医療保険関係

- 被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても医療保険による受診が可能である旨について、関係者に対する周知を、関係団体、都道府県、地方厚生（支）局に要請（7/3）。

※「令和3年7月1日から大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」（令和3年7月3日付け保険局医療課事務連絡）を送付（7/3）。

- 全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金及び地方厚生（支）局に対して、災害その他の特別の事情がある被保険者に係る一部負担金等の徴収猶予及び減免を行うことができる旨等を周知。

※「災害により被災した被保険者等に係る一部負担金等及び健康保険料の取扱い等について」（令和3年7月3日付け保険局保険課事務連絡）を送付（7/3）。

- 各都道府県に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料（税）・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。

※「「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について」（令和3年7月3日付け厚生労働省保険局国民健康保険課事務連絡）を送付（7/3）。

※平成25年5月に発出した事務連絡を再周知。

- 各都道府県等に対して、災害により被災した被保険者に係る保険料・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知。
- ※「令和3年7月1日からの大雨による災害に関する後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」（令和3年7月3日付け保険局高齢者医療課事務連絡）を送付（7/3）。

11 雇用関係

(1) 雇用保険

- ・ 各都道府県労働局宛に事務連絡を発出し次の事項を指示（7/5）。（事務連絡「令和3年7月1日からの大雨に係る被害に対する失業等給付関係対策の実施について」）
 - ① 災害により休業するに至った事業所の早急な把握に努めること、当該事業所の労働者で一時的に離職を余儀なくされた者は基本手当の特例措置の対象になること等
 - ② 被災地域の受給資格者に対する配慮（失業認定日変更、必要書類の確認、失業の認定における弾力的な取扱い等）を行うこと

以上